

理事会議事録

期 日 令和4年2月10日（木）

会 場 Web会議により開催

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

理事長職務代理者

(肝付町長)

永野和行



理 事

(湧水町長)

池上滝一



理 事

(瀬戸内町長)

鎌田愛人



理事会議事録

1. 開催日時

令和4年2月10日 午後1時30分～3時35分

2. 開催場所

Web会議により開催

3. 出席者・議長等

○理事会議員定数：11人

○出席者：7人

永野理事（肝付町長）
前田理事（枕崎市長）
五位塚理事（曾於市長）
肥後理事（十島村長）
池上理事（湧水町長）
鎌田理事（瀬戸内町長）
久木田理事（国保連合会常務理事）

○欠席者：4人

豊留理事長（指宿市長）※開会者挨拶のみ
下鶴理事（鹿児島市長）
高岡理事（徳之島町長）
池田理事（鹿児島県医師国保組合理事長）

○議長：永野理事（肝付町長・理事長職務代理者）

○議事録署名者：永野理事（肝付町長・理事長職務代理者）

池上理事（湧水町長）
鎌田理事（瀬戸内町長）

4. 議事

【報告事項】

- 報告第1号 弾力条項（令和3年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について
〃 第2号 弾力条項（令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について
〃 第3号 弾力条項（令和3年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計）の適用について
〃 第4号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（4回）について

報 告 第 5 号 令和3年度一般会計歳入歳出予算補正（2回）について

【議決事項】

役議案 第 1 号 はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費審査支払規則の一部改正について

〃 第 2 号 介護給付費等審査委員会規程の一部改正について

〃 第 3 号 役員等報酬及び費用弁償規程の一部改正について

〃 第 4 号 保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正について

〃 第 5 号 後期高齢者医療事務電算処理業務規則の一部改正について

〃 第 6 号 特定健康診査情報提供業務に係る事務処理規則の一部改正について

〃 第 7 号 第三者行為損害賠償求償事務共同処理規則の一部改正について

〃 第 8 号 通常総会の開催について

議 案 第 1 号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について

〃 第 2 号 手数料規程の一部改正について

〃 第 3 号 保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について

〃 第 4 号 令和3年度一般会計歳入歳出予算補正（3回）について

〃 第 5 号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（5回）について

〃 第 6 号 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（3回）について

〃 第 7 号 令和3年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算補正（3回）について

〃 第 8 号 令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

〃 第 9 号 令和3年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

〃 第10号 令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

〃 第11号 財産の処分（令和3年度）について

〃 第12号 令和4年度事業計画（案）について

〃 第13号 一時借入金について

〃 第14号 令和4年度一般会計歳入歳出予算について

〃 第15号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について

〃 第16号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について

〃 第17号 令和4年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について

〃 第18号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について

〃 第19号 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について

〃 第20号 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について

〃 第21号 財産の処分（令和4年度）について

〃 第22号 役員の補欠選出について

【追加議案】

役議案 第 9 号 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する要望(案)について

役議案 第 10 号 理事長の互選について
〃 第 11 号 副理事長の互選について

5. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(1) 成立・開会宣言

出席者の音声と映像が即座にほかの出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできることを確認した。

理事 11 人中 7 人出席があり、定数の半分以上が出席していることを事務局から報告。

(2) 主催者挨拶

【豊留理事長】

皆さんこんにちは。理事長の指宿市長豊留でございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

皆様方には、かねてから本会の業務運営につきまして、格別な御理解・御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、各自治体や医師会等の精力的な取組によるワクチン接種等により一定の成果が見られ、年末にかけて感染拡大が落ち着きをみせたのもつかの間、新規感染者数が連日過去最多を更新し、本県においてもまん延防止等重点措置の適用がなされるなど、感染拡大に歯止めがかからない状態が続いています。本日の理事会もこういった状況からWeb開催と判断させていただいたところ です。

さて、国保連合会では国保の事業とともに、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする様々な事業について、県や市町村などの地方公共団体、医療機関、介護事業所等と密接な関係を有している本会の特性を踏まえた国からの要請を基に、国民の命と健康を守る国民皆保険の一翼を担う重要な立場から、その事業の実施に万全を期していくこととしています。

本日私の方で準備を整え、協議事項として、専決処分された報告事項、規定の改正、令和3年度予算補正、令和4年度の事業計画案並びに予算案等について提案させていただくこととしております。

画面を通じてではありませんが、皆さんに御挨拶させていただき、本日の議事については職務代理者永野副理事長にお願いしたいと考えています。

また、御承知のとおり、2月11日をもちまして理事長を退任させていただくこととなりました。

本日、追加議案で理事長選任について提案していただくこととしておりますので、次期理事長の選任につきましてもよろしくお願い申し上げます。

(公務のため退席)

(3) 前回の総会以降の主な出来事等について

久木田常務理事から次の項目について説明

- I 国保トップセミナーについて
- II 国保制度改善強化全国大会について
- III 審査支払機関改革について
- IV 本会の負担金・手数料見直し（4年度協議）について
- V 国の要請に基づく対応について
- VI 令和4年度の新規事業（案）について
- VII 中期経営計画の進捗状況について

(4) 議長選出

規約第32条の規定により理事会の議長は理事長が行うことと定められているが、理事長欠席のため、規約第22条第2項の規定により理事長の指名する副理事長がその職務を代行することから、理事長職務代理者の永野副理事長を議長とし、議長が進行。

(5) 議事録署名者氏名

規約第35条の規定により、池上湧水町長及び鎌田瀬戸内町長が、議事録署名者に選任された。

(6) 議案及びその審議状況

【議長（永野副理事長）】

御指名がありましたので議長職をつとめさせていただきます。

本日の附議事項は、理事会としての議決事項及び来たる2月25日に書面開催を予定しております通常総会に提案いたします報告事項、令和4年度予算案等でございます。

なお、本日御提案申し上げます議案等については、去る1月28日に開催されました理事及び監事選出の保険者の主管課長等で構成される幹事会において、協議いただいておりますことを申し添えておきます。

本日は、事前に事務局から送付しております資料5・理事会議案と、資料6・A3版の「総括表」に基づき、御説明申し上げ、御審議いただく方法で議案の審議を進めてまいります。御審議の程よろしくお願い申し上げます。

なお、採決に当たりましては、可決の要件を確認できるよう挙手にて行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、Web上での議事となりますので、音声や映像などに不具合が起きた場合にも、挙手にてお知らせください。

次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差し支えございませんか。

差し支えない場合には挙手にてお知らせください。

(挙 手)

御異議が無いようですので、湧水町の池上町長さん、瀬戸内町の鎌田町長さんのお二人を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、報告事項ですが、専決処分がなされた弾力条項の適用及び予算補正でありますので、報告第1号から第5号の5件を一括して審議することにしたいと思っておりますが差し支えございませんか。

差し支えない場合は、挙手にてお知らせください。

(挙 手)

御異議が無いようですので、報告第1号「弾力条項（令和3年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について」から、報告第5号「令和3年度一般会計歳入歳出予算補正（2回）について」までを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

報告第1号～7号（一括審議）

（報告第1号 弾力条項（令和3年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について）

事務局：

理事会議案の1ページをお開きください。

報告第1号は、「弾力条項の適用について」でございます。

令和3年度診療報酬審査支払特別会計において弾力条項を適用させていただきましたので報告するものでございます。

3ページをお開きください。

専決理由でございますが、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定において、医療費等の増加により保険医療機関等への支出金に予算不足が生じたので所要の補正をさせていただいたものでございます。

5ページをお開きください。

公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の予算補正額は、歳入、歳出ともに2億3,078万3千円でございます。

6ページ、7ページは、その事項別明細書でございます。

歳入で公費実施主体から受け入れ、歳出で同額を保険医療機関へ支払うものでございます。

(報告第2号 弾力条項 (令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計) の適用について)

事務局：

9ページをお開きください。

報告第2号は、「弾力条項の適用について」でございます。

令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計において弾力条項を適用させていただきましたので、報告するものでございます。

11ページをお開きください。

専決理由でございますが、報告第1号と同様でございます。

13ページをお開きください。

公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の予算補正額は、歳入、歳出ともに4,991万6千円でございます。

14ページ・15ページは、その事項別明細書でございます。

歳入で公費実施主体から受け入れ歳出で同額を保険医療機関へ支払うものでございます。

(報告第3号 弾力条項 (令和3年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計) の適用について)

事務局：

17 ページをお開きください。

報告第 3 号は、「弾力条項の適用について」でございます。

令和 3 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計において、適用させていただきましたので報告させていただくものでございます。

19 ページをお開きください。専決理由でございますが、損害保険会社等からの介護給付費に係る賠償金が増加したことにより、市町村への支出金に不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたものでございます。

21 ページをお開きください。

予算補正額は、歳入、歳出ともに 1,345 万 7 千円でございます。

22 ページと 23 ページは、その事項別明細書でございます。

歳入で損保会社等から受け入れ、歳出で同額を市町村へ支払うものでございます。

(報告第 4 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正 (4 回) について)

事務局：

25 ページをお開きください。

報告第 4 号は令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正 (4 回) についてでございます。

専決処分させていただきましたので報告するものでございます。

27 ページをお開きください。

専決理由でございますが新型コロナウイルスワクチンの 3 回目接種が実施されることにより予診票の様式変更が行われることから、システム改修を実施する必要があるため、早急に所要の補正をさせていただいたものでございます。

29 ページをお開きください。

予算補正額は歳入、歳出ともに 31 万 3 千円でございます。

30 ページをお開きください。

歳入でシステム改修費等を国庫補助金で受け入れ、31 ページの歳出で支出したものでございます。

(報告第 5 号 令和 3 年度一般会計歳入歳出予算補正 (2 回) について)

事務局：

33 ページをお開きください。

報告第 5 号は「令和 3 年度一般会計歳入歳出予算補正 (2 回) について」

でございます。

専決処分させていただきましたので報告するものでございます。

35 ページをお開きください。

専決理由でございますが、介護サービス事業所・施設及び障害福祉サービス施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症感染防止対策支援事業に係る助成金の申請受付及び支払に関する事務を県から受託することから、所要の補正をさせていただいたものでございます。

37 ページをお開きください。

予算補正額は、歳入、歳出ともに 8,508 万 4 千円でございます。

38 ページをお開きください。

事項別明細書の歳入でございます。

介護及び障害福祉サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の委託費を科目新設して県から受け入れ、39 ページの歳出で、運用経費及び事業所等への交付金として支出するものでございます。

以上でございます。

【議長（永野副理事長）】

ただいまの説明について、何か、御質疑はございませんか。

御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

〔質疑応答〕

久木田常務理事：

報告第 1 号から 3 号の弾力条項の適用について、自治法では聞きなれない言葉だが、どのような制度、目的、要件でそれを適用するのか。

事務局：弾力条項については昭和 38 年の地方自治法の一部改正により設けられたものであり、適用の要件については、特別会計であること、事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものであること、弾力条項の適応の規定が条例で定められていること、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足が生じた場合であって、当該業務量の増加により、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することが適用の要件となっている。

自治体で申し上げますと、診療所の特別会計、下水道の特別会計、特殊な例では、愛知県豊橋市等の競輪事業の特別会計で投票券の売り上げが伸びたため、競輪の払戻額が増額となり弾力条項を適用した例があった。

久木田常務理事：

報告1号～2号新型コロナウイルス感染症関連について、当初どのような予算措置、積算をしていたのがどういう要因で増となったのか。

緊急的な対応について、どのような体制で対応をされているのか。予定よりも金額が増えたということだが、臨時的に人を増やして対応しているのか。これら経費についての予算的な対応は弾力条項を適応されていないが、どのような対応をされているのか。

事務局： 弾力条項の適用で説明した公費負担医療の増加に伴うものについては、当初は、令和2年度上半期の最大値で見込んでいたが、3年度の上半期が前年度比の826%増加していたため補正をさせていただいたもの。

新型コロナウイルス感染に伴ってレセプト等の件数は増加しているが、それに対する人件費等の増加に伴うものは業務勘定での支出である。件数の増加に伴って派遣職員等の雇用対応を行ったものではない。

現在、実施している新型コロナワクチン接種事業に関しては、派遣職員の雇用を行ったところである。

【議長（永野副理事長）】

ほかに御質疑はありませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、報告第1号から報告第5号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

次は議決事項でございます。

役議案第1号から役議案第7号までは、規程等の改正等ですので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんか。

差し支えない場合は、挙手にてお知らせください。

（ 挙 手 ）

御異議が無いようですので、役議案第1号「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費審査支払規則の一部改正について」から、役議案第7号「第三者行為損害賠償求償事務共同処理規則の一部改正について」までの7件を一括し

て議題とします。

事務局の説明をお願いします。

〔議決事項〕

役議案第1号～7号（一括審議）

（役議案第1号 はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費審査支払規則の一部改正について）

事務局：

役議案第1号は、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費審査支払規則の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、平成30年4月から本会において請求支払を実施しているはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費について、過誤調整を開始することから、所要の改正をしようとするものでございます。

44 ページをお開きください。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

右が改正前、左が改正後でございます。

あはきの療養費の過誤調整を実施するためアンダーラインの文言を加えるものでございます。

附則、この規則は2月10日から施行し、令和4年3月処理から適用するものでございます。

（役議案第2号 介護給付費等審査委員会規程の一部改正について）

事務局：

45 ページをご覧ください。

役議案第2号は「介護給付費等審査委員会規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、介護給付費等審査委員会に設置していた審査部会については、医療部会の所掌以外の請求に係る審査を行うこととしていましたが、現在の制度では審査対象となる請求が発生せず、審査部会本来の目的が達成できないことから廃止するため、所要の改正をしようとするものでございます。

48 ページをお開きください。

内容でございますが、アンダーラインの審査部会に係る文言を削り、介護医療部会のみに変更するものでございます。

附則、この規程は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

（役議案第3号 役員等報酬及び費用弁償規程の一部改正について）

事務局：

51 ページをお開きください。

役議案第3号は「役員等報酬及び費用弁償規程の一部改正について」でござ

ございます。

提案理由でございますが、役議案第2号と同様でございます。

55 ページをお開きください。

別表第1の下から1行目及び2行目の「審査部会長及び審査部会委員」を削るものでございます。

附則、この規程は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

(役議案第4号 保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正について)

事務局：

57 ページをご覧ください。

役議案第4号は、「保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、保険者事務電算共同処理にて作成している帳票の一部廃止に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

60 ページをお開きください。

結核・精神レセプトに係る特別調整交付金算出補助表については、紙媒体を対象としていましたが、対象件数の減少に伴い抽出を廃止することからアンダーラインの部分を改めるものでございます。

附則、この規則は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

(役議案第5号 後期高齢者医療事務電算処理業務規則の一部改正について)

事務局：

61 ページをご覧ください。

役議案第5号は、「後期高齢者医療事務電算処理業務規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、後期高齢者医療事務電算処理にて作成される帳票の一部廃止及び市町村が実施する後期高齢者の通いの場等における質問票のデータ入力業務の受託開始に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

64 ページをお開きください。

結核・精神レセプトに係る特別調整交付金算出補助表を廃止すること、また、市町村が実施する後期高齢者の通いの場等における質問票のデータ入力及び特定健診等データ管理システムへの登録業務を受託することからアンダーラインの部分を改めるものでございます。

附則、この規則は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

(役議案第6号 特定健康診査情報提供業務に係る事務処理規則の一部改正について)

事務局：

67 ページをご覧ください。

役議案第6号は、「特定健康診査情報提供業務に係る事務処理規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、特定健康診査情報提供業務について、一部の市町村において令和4年度から後期高齢者医療の被保険者を対象者として追加するため、所要の改正をしようとするものでございます。

70ページをお開きください。

現在、国民健康保険の被保険者を対象に実施している特定健康診査情報提供業務について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの依頼により、一部の市町村において後期高齢者医療の被保険者を対象者として追加するため、アンダーライン部分及び様式を改めるものでございます。

附則、この規則は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

(役議案第7号 第三者行為損害賠償求償事務共同処理規則の一部改正について)
事務局：

79ページをご覧ください。

役議案第7号は、「第三者行為損害賠償求償事務共同処理規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、厚生労働省の関与の下、国保中央会で進められた検討結果を踏まえ、保険者等から委任を受けた本会と日本損害保険協会等にて締結する「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」に基づく第三者行為損害賠償求償事務に係る提出書類について、一部様式の押印の廃止及び文言等の整理を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

82ページをお開きください。

「覚書」により「第三者行為による傷病届」の様式については、押印の表示が削除されていること等により、様式のアンダーライン部分を改めるものでございます。

附則、この規則は、令和4年2月10日から施行するものでございます。

以上でございます。

【議長（永野副理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

〔質疑応答〕

久木田常務理事：

役議案2号について、介護給付費等審査委員会の審査部会を廃止するということであるが、そもそも審査委員会はどのような構成になっているのか。部会ではどのような役割があるのか、設置当初、国の制度設計としてはどのようなものであったか、現在の制度では審査対象となる請求が発生しないとのこと

であるが、制度に変更があったのか、全国ではどのような取扱いになっているのかを紹介いただきたい。

事務局： 介護給付等審査委員会の中には、審査部会と介護医療部会がある。審査部会は、介護医療部会の中で審査しないものだけを対象とする部会として設置しているが、現在の制度でも介護医療部会以外に関する請求は発生していない。

平成12年に介護保険制度が始まった当初から、介護医療部会以外の請求が発生するのではないかということで、各国保連合会が設置をしていた。しかしながら請求は発生せず実際の審査部会の会議では、介護保険の状況等の報告等になっており、このような状況は全国47国保連合会でも同様であったため、今回、審査部会の廃止案を提案させていただいた。

介護保険法の中で、審査委員会を必ず設けなければならないとあるが、介護保険施行規則の中に部会の開催をもって審査委員会の開催とするという一文があるため、法的に問題ないと考えている。

【議長（永野副理事長）】

ほかに御質疑はありませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第1号から役議案第7号はいずれも原案どおり決定することといたします。

次に、役議案第8号「通常総会の開催について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

役議案第8号

（役議案第8号 通常総会の開催について）

事務局：

85ページをお開きください。

役議案第8号は「通常総会の開催について」でございます。

1 議決方法でございます

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による議決を行うものでございます。

2 議決日は、令和4年2月25日、報告事項は5件で、議決事項は22件の令和4年度事業計画（案）及び予算に伴うものなど、86ページ

までお示しのとおりでございます。

以上でございます。

【議長（永野副理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第8号は原案どおり決定することといたします。

ここから総会の議決事項として理事会から提出する議案について御審議をお願いします。

議案第1号から議案第3号までは、規約等の改正等ですので一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんか。

差し支えない場合は、挙手にてお知らせください。

（ 挙 手 ）

御異議が無いようですので、議案第1号「鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について」から、議案第3号「保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について」までの3件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

議案第1号～3号（一括審議）

（議案第1号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について）

事務局：

87ページをお開きください。

議案第1号は「鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、役議案第2号及び第3号と同様でございます。

90ページをお開きください。

審査部会の廃止に伴い、アンダーラインの委員数を改めるものでございます。

附則、この規約は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

（議案第2号 手数料規程の一部改正について）

事務局：

91 ページをご覧ください。

議案第 2 号は、「手数料規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、結核性疾患及び精神病のレセプト抽出等に係る手数料の変更等及び後期高齢者分の健康診査情報提供業務の開始に伴う手数料を新設するため、所要の改正をしようとするものでございます。

95 ページをお開きください。

特定健康診査情報提供業務について、後期高齢者を対象者として追加することから、後期高齢者に係る手数料を追加し、また、紙媒体を対象としていた結核・精神レセプト抽出を廃止すること。

96 ページをお開きください。

項番 5 国特別調整交付金(結核・精神)に係る申請対象レセプト抽出について、1 件当たりの手数料単価を引き下げることからアンダーライン部分を改めるものでございます。

附則、この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月の処理に係る手数料から適用するものでございます。

(議案第 3 号 保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について)

事務局：

97 ページをご覧ください。

議案第 3 号は、「保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、令和 4 年度から国保中央会負担金の見直しに伴い、国保データベース (KDB) システム等負担金の見直しを行うことから、所要の改正をしようとするものでございます。

100 ページをお開きください。

国保中央会負担金について、被保険者割分の 1 人当たり単価が引き上げられたことから、後期高齢者に係る被保険者割についてアンダーラインの部分を改めるものでございます。

なお、国保被保険者に係る同負担金の見直しについては、令和 4 年度は据え置きとしています。

附則、この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。

【議長 (永野副理事長)】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

(な し)

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいで

しょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 1 号から議案第 3 号は原案どおり決定することといたします。

次に、議案第 4 号から議案第 11 号の 8 件は、令和 3 年度の予算補正等でございますので、一括して審議することにしたいと思っておりますが差し支えございませんか。

差し支えない場合は、挙手にてお知らせください。

(挙 手)

御異議が無いようですので、議案第 4 号「令和 3 年度一般会計歳入歳出予算補正（3回）について」から、議案第 11 号「財産の処分（令和 3 年度）について」までの 8 件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

- (議案第 4 号 令和 3 年度一般会計歳入歳出予算補正（3回）について)
- (議案第 5 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（5回）について)
- (議案第 6 号 令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（3回）について)
- (議案第 7 号 令和 3 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算補正（3回）について)
- (議案第 8 号 令和 3 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（2回）について)
- (議案第 9 号 令和 3 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2回）について)
- (議案第 10 号 令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（2回）について)

事務局：

令和 3 年度予算補正につきましては、A 3 横の令和 3 年度各会計歳入歳出予算補正総括表で説明させていただきます。

右上に 3 分の 1 ページと記載のあります総括表でございます。

議案第 4 号から議案第 10 号は、令和 3 年度の各会計の予算補正についてでございます。

議案第 4 号は、一般会計で予算補正額は、42 万 4 千円でございます。

議案第 5 号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で予算補正額は、3,251 万 3 千円でございます。

議案第 6 号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、予算補正額は、155 万 7 千円でございます。

議案第 7 号は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計で、予算補正額は、3,286 万円でございます。

議案第 8 号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、予算補正額は、1,625 万円の減額でございます。

議案第 9 号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、予算補正額は、231 万 1 千円でございます。

議案第 10 号は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定で、予算補正額は、54 万 7 千円でございます。

これらの予算補正につきましては、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響によるレセプト件数の増加や、事業の減少など実績に伴い補正するもの、歳出では、コロナの影響により旅費や報酬、使用賃借料などによる不用額が見込まれ、資産管理運用規程に基づく積立を行うことなどにより、補正させていただくもので、主旨、歳入の主な内容及び歳出の主な内容はここにお示しのとおりでございます。

(議案第 11 号 財産の処分 (令和 3 年度) について)

事務局：

理事会議案にお戻りいただきまして、173 ページをお開きください。

議案第 11 号は、財産の処分(令和 3 年度)について承認を求めるものでございます。

積立資産の種類「退職給付引当資産」から、「後期高齢者医療 減価償却引当資産」まで、ここにお示しの処分額を備考欄にお示しの理由で、それぞれ取り崩すものでございます。

以上でございます。

【議長 (永野副理事長)】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

[質疑応答]

久木田常務理事：

議案第 4～6 号、8 号について資料 6 に示してあるが、歳出の主な増要因について人員配置変更等に伴う人件費とあるが、どのような理由で増要因となったのか。当初予算はどのような積算に基づいて整理をされていたのか、補正で増となる理由として配置替えとなったのか、全体の職員数に変動があったのかについて教えていただきたい。

事務局： 人員配置変更等に伴う人件費の増の要因について、4 月の人事異動に伴って人員配置が変わったことにより、当初予算で計上

しているものよりも不足が生じたため、不足した分のみを補正
させていただくもの。

久木田常務理事：

積算の時には現任の職員数で、それぞれの職員数に基づいた
給与で人件費を積算しているということによろしいか。

事務局： 当初予算では、それぞれの特別会計ごとに、配置されている職
員で計上していたものになる。

久木田常務理事：

全体の職員数が増えたということではなくて、職員の配置が
特別会計間を移動したことで、それぞれの特別会計の人件費に
変更が生じたということによろしいか。

事務局： そのとおり。

【議長（永野副理事長）】

ほかに御質疑はありませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいで
しょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第4号から議案第11号は原案どおり決定することと
いたします。

次は、令和4年度予算関係になります。

議案第12号「令和4年度事業計画（案）について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

（議案第12号 令和4年度事業計画（案）について）

事務局：

175 ページをお開きください。

議案第12号は、「令和4年度事業計画(案)について」でございます。

177 ページをお開きください。

この基本方針は、国保の現状や将来像を見据えた令和4年度の保険者等
への支援や本会の組織の在り方等に対する方針を主として示しておりま
す。

基本方針、3行目、本会は、保険者により設立された団体であり、その
共同体としての役割と責任を認識し保険者支援に積極的に取り組み、保険
者とともに状況の変化に随時対応することが求められている。また、近

年、風しんの追加的対策や新型コロナウイルス感染症関連の業務など、国の要請に基づき、請求支払事務のスキームを活用した対応を求められ、全国の国保連合会・国保中央会と一体となって取組を進めている。

さらに、本会の中期経営計画に掲げる10年後の将来像、「情勢・環境の変化に柔軟に対応し、社会保障に係る保険者等業務を総合的に支援するとともに、職員一人ひとりが自ら考え、課題解決に向けた具体的提案ができる活力ある組織」を実現するため、以下の方針に沿って本会の事業を実施していくこととする。

一つ目の〇、効率的・効果的な事務事業やコスト削減に努め、健全な財政運営の実現に資する。

二つ目の〇、医療の受診動向など新型コロナウイルス感染症の影響を見通すことは困難であるが、本会の基幹業務である医療費等の審査支払件数に大幅な増加は見込めないものとする。また、本会の負担金・手数料は、3年毎に見直すこととし、5年度に向けて4年度に協議を行うことから、4年度の予算作成にあっては、新たな事業を除いて原則据え置きとする。

三つ目の〇、国庫補助の要望を行っている次期国保総合システムの更改、クラウド化をはじめ、各種システムの更改等に伴う国保中央会負担金の増額の可能性が示唆されている。このため、4年度に行う負担金・手数料の見直しにあたっては、的確な情報収集に努めるとともに、適切な資料提示により、見直しの必要性、算定の根拠や効果等を明確にし、保険者の理解を得られる適正なものとなるよう努める。

四つ目の〇、国及び県の動向を注視した上で、保険者及び本会の課題を認識し、保険者の事業運営の支援と安定的な財政運営に取り組むことができるよう、本会の保有するデータやノウハウ、ICT等を活用し、業務の高度化・効率化に努める。

五つ目の〇、保険者ニーズに柔軟に対応し効果的な支援を実現できるよう、職員の能力・知識向上を図るため、人材育成に取り組み、専門家集団としての職員の意識改革、組織の活性化を図る。

178 ページをお開きください。

重点事項からは、主たるものだけを説明してまいります。

審査支払関係につきましては、①審査基準の統一を図るため、厚生労働省及び社会保険診療報酬支払基金と一体となった取組を推進し、統一されたコンピュータチェックの実装など審査の高度化・効率化に努めます。

②審査委員が医学的審査に専念できるよう、審査担当職員の処理で完結できる「事務付託審査項目」を拡充するとともに、コンピュータチェックによる事務処理を適正に行えるよう審査担当職員に対し専門的な知識に関する研修を行い、審査の充実強化を図ります。

保険者支援関係につきましては、①保険者が行うデータヘルス計画等の策定及び評価に活用できるよう、KDBシステム等の活用方法等の支援、

データの評価や分析に関する保険者の事務職及び専門職のスキルアップを目的とした研修会の開催、効果的・効率的な保健事業を展開するための第三者による評価委員会を活用した支援を行ってまいります。

次に 193 ページをご覧ください。

令和 4 年度の予算額一覧でございます。

一般会計と 6 つの特別会計、18 の勘定から成っており、令和 3 年度の当初予算との比較をお示ししております。

令和 4 年度予算額の合計は、6,731 億 6,612 万 5 千円で当初予算の対前年度比は 100.39%でございます。

一般会計につきましては、対前年度比 270.82%となっておりますが、これは、4 年度から本会職員の人件費を一般会計から支出するよう見直すこととしたことによるものでございます。

以上でございます。

【議長（永野副理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 12 号は原案どおり決定することといたします。

次に、議案第 13 号から議案第 21 号の 9 件は、それぞれ関連がありますので、一括して審議することにはしたいと思っておりますが差し支えございませんか。

差し支えない場合は、挙手にてお知らせください。

（ 挙 手 ）

御異議が無いようですので、議案第 13 号「一時借入金について」から議案第 21 号「財産の処分（令和 4 年度）について」までの 9 件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

（議案第 13 号 一時借入金について）

事務局：

195 ページをお開きください。

議案第 13 号は、一時借入金についてでございます。

令和 4 年度における一般会計及び特別会計の一時借入金の限度額、借入先、償還方法等について承認を求めるものでございます。

主な借り入れは診療報酬等の融資資金で、借入限度額は昨年と同額の 20 億円、償還方法等は ここにお示しのとおりでございます。

令和 4 年度 歳入歳出予算につきましては、
A 3 版横の総括表で説明させていただきます。

A 3 横の右上に 3 分の 2 ページと記載の令和 4 年度各会計歳入歳出予算総括表でございます。

議案第 14 号から議案第 20 号まで、令和 4 年度の各会計歳入歳出予算を定めるものでございます。

(議案第 14 号 令和 4 年度一般会計歳入歳出予算について)

事務局：

議案第 14 号は、一般会計で、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業並びに研修会を行う会計でございます。

令和 4 年度の予算額は、8 億 6,233 万 2 千円で、前年度と比較しまして 5 億 4,391 万 8 千円の増額でございます。

(議案第 15 号 令和 4 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について)

事務局：

議案第 15 号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

令和 4 年度予算額は、12 億 5,823 万 5 千円で、前年度と比較しまして、1 億 3,796 万 9 千円の増額でございます。

(議案第 16 号 令和 4 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について)

事務局：

議案第 16 号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

令和 4 年度予算額は、8 億 9,588 万 3 千円で、前年度と比較しまして、1 億 7,624 万 5 千円の増額でございます。

(議案第 18 号 令和 4 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について)

事務局：

議案第 18 号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

令和 4 年度予算額は、1 億 3,079 万 6 千円で、前年度と比較しまして、1,355 万円の減額でございます。

(議案第 19 号 令和 4 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について)

事務局：

議案第 19 号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務を行う会計でございます。

令和 4 年度予算額は、3 億 5,659 万 2 千円で、前年度と比較しまして、2,092 万 8 千円の増額でございます。

(議案第 20 号 令和 4 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について)

事務局：

議案第 20 号は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定で、障害介護給付費等の審査支払業務を行う会計でございます。

令和 4 年度予算額は、1 億 1,488 万 3 千円で、前年度と比較しまして、1,630 万 3 千円の増額でございます。

業務勘定 予算額合計 36 億 1,872 万 1 千円でございます。

収入の主な増減理由欄には、主な収入及び増減の要因を、支出の主な増減理由欄には、主な支出及び増減の要因をそれぞれお示ししております。

(支払勘定)

事務局：

1 枚おめくりいただきまして、3 分の 3 ページでございます。

次の予算総括表は、支払勘定でございます。

議案第 15 号から第 20 号まで各種会計の支払勘定でございます。

これらの会計は、診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者または、公費実施主体である国・県及び市町村から受け入れた受入金の同額を保険医療機関及び介護サービス事業者等へ支払いを行う会計でございます。

(議案第 17 号 令和 4 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について)

事務局：

また、議案第 17 号の第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金を、保険会社等から受け入れ、同額を市町村等に交付するものでございます。

令和 4 年度予算額、前年度比較の増減、事業内容及び前年度予算額との増減理由につきましては、お示しのとおりでございます。

支払勘定（通過勘定）の予算額合計は 6,695 億 4,740 万 4 千円でございます。

1 枚おめくりいただきまして、A 4 版の資料でございます。

これは、令和 4 年度予算一般会計・特別会計業務勘定の概要で、先ほどの 3 分の 2 ページ業務勘定の総括でございます。

本会の運営経費について、規模感や構成割合をお示しするものでございます。

一般会計と特別会計の業務勘定の予算総額から、保険者から受け入れた額をそのまま医療機関等へ支払うものがございますので、差し引きますと、実質の運営予算としましては、24 億 8,622 万円でございます。

その内訳としまして、2 段目、人件費・システム関連費・国保中央会負担金・事業費等など 4 つに分類したものでございます。

下のグラフと表は、事業費等をさらに分類したもので、歳入・歳出、それぞれの構成割合をお示ししております。

また、お手元に A 4 版縦の右上に参考資料とあります財務諸表でございますが、令和 4 年度 収支予算書についてお示ししているものでございます。

各会計単式簿記での予算について説明をしまいましたが、厚生労働省の通知により参考資料として複式簿記での収支予算書をお示ししております。

（議案第 21 号 財産の処分（令和 4 年度）について）

事務局：

続きまして、理事会議案にお戻りいただきまして、317 ページをお開きください。

議案第 21 号は、財産の処分(令和 4 年度)について承認を求めるものでございます。

積立資産の種類「一般会計積立資産」から、318 ページの「障害者総合支援法 I C T 積立資産」まで、お示しの処分額を備考欄にお示しの理由でそれぞれ取り崩すものでございます。

以上でございます。

【議長（永野副理事長）】

ただいまの説明について、何か、御質疑はございませんか。

御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

〔質疑応答〕

久木田常務理事：

予算の議案第 15 号について、審査委員会の運営経費が計上されているが、令和 2 年 1 月 28 日に新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令等の施行が出されて以降、多くの取扱の工夫をされていると思うが、これまでどの程度コロナの関連で診療報酬の臨時的な取扱や疑義解釈が出されているのか、それを審査委員会や職員はどのように取り入れて審査、査定等に活かされているのか、審査を行う上で苦労されている点はあるか。

また、審査委員会の開催が予定どおり開催されているのかその点も踏まえ、来年度の予算ではどのような対応をされているのか。

事務局： 審査委員会の開催については、先生方が密にならないよう、通常 5 日間開催のところを 6 日間開催の対応を行っている。

審査委員の査定については、職員が行う事務共助において、新型コロナの病名がない検査等にエラーチェックをかけ、先生方へ審査をお願いしている。

新型コロナの特別病床については、通常病床の 5 倍程度の点数のものもあるが、その病態に適応するかどうかで審査を行い、通常病床の 3 倍程度の点数に査定されたりしている。

新型コロナに関する疑義解釈等は、厚労省から毎月のように発出されているので、審査等へ反映するよう対応している。

【議長（永野副理事長）】

ほかに御質疑はありませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 13 号から議案 21 号はいずれも原案どおり決定することといたします。

次に、議案第 22 号「役員の補欠選出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

（議案第 22 号 役員の補欠選出について）

事務局：

319 ページをご覧ください。

議案第 22 号は 役員の補欠選出についてでございます。

鹿児島県国民健康保険団体連合会理事が欠員となっているため、連合会規約第 25 条第 2 項の規定により、選任をお願いするものでございます。

選任する人員につきましては、理事お一人でございます。
理事の選任でございますが、市長会から推薦をいただいております。
役職名・氏名につきましては、奄美市の安田壮平市長さんでございます。
任期は、令和4年第1回通常総会終結のときから、令和5年第2回通常総
会終結のときまででございます。
以上でございます。

【議長（永野副理事長）】

ただいまの説明について、何か、御質疑はございませんか。御質疑がある場合
は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいで
しょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。
挙手多数ですので、議案第22号は原案どおり決定することといたします。

以上で、本日予定されておりました理事会の議案について終了いたしました。
その他、なにかございませんか。
冒頭、豊留理事長から新理事長選任についてのお話しもあったところですが、
その件も含めて、何かございましたら、挙手にてお知らせのあと、マイクをオン
にしてください。

【理 事】

今回の会議については、自治会館の事務局からの提案は良く聞こえたが、残念
ながら肝付町の事務局からの話が最後まで聞こえづらい状況があったので、次か
らは改善をお願いしたい。

前回の総会以降の主な出来事等の中で、国保制度改善強化全国大会のことがあ
るが、曾於市では令和3年度の国保会計は56億4千万円、令和4年度は56億2
千万円の予算だが、2億5千万円一般会計から支援をしないとなかなか国保運営
ができない状況にある。どこの市町村でも同じだと思うが、国に対して新たな支
援を本当に具体的にしてもらわないと、どこの自治体も国保会計が逼迫する状況
ではないかと思うので新しい体制の下、どうかよろしくをお願いしたい。

(7) その他

(事務局より発言)

事務局：

予めお送りしております理事会議案で、表紙に追加議案と追加議案②と表示しているものでございます。1件は全国を取組としてお願いするもので、「国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する要望（案）について」、2件目、3件目は追加議案②の理事長の互選について、副理事長の互選についてでございます。よろしくお願いいたします。

【議長（永野副理事長）】

ただいま事務局より、追加議案の提案がありました。皆様にお諮りしてもよろしいでしょうか。

御異議が無い場合は挙手にてお知らせください。

（ 挙 手 ）

御異議が無いようですので、審議することといたします。事務局の説明をお願いいたします。

（役議案第9号 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する要望（案）について）

事務局：

それでは、理事会議案の追加議案1ページをお開き下さい。

役議案第9号は、国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援について、別添要望（案）により要請活動を行うことの承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、本理事会の議事に入る前に久木田常務理事から御説明申し上げましたとおり、令和6年4月の国保総合システムの更改について、政府の規制改革実施計画及び厚生労働省の検討会等において、クラウドサービスの利用や社会保険診療報酬支払基金の審査支払システムとの整合性の確保等の求めに応じるためには、更改内容の大幅な見直しが必要であり、国保中央会及び本会の準備財源を全額充てても多額の財源不足が見込まれることから、国保保険者等に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を求めるものでございます。

3ページをお開きください。要望書の案でございます。全国の国保連合会と国保中央会において、統一した取組を行うものでございます。

以上でございます。

【議長（永野副理事長）】

ただいま事務局から説明がありましたが、御質疑はございませんか。御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本案は原案どおり決定することとしてよろしいで

しょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(挙 手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第9号は、原案どおり決定することといたします。

ほかに何かございませんか。ある場合は、挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

(事務局より発言)

事務局：

もう1点、御説明申し上げたい点がございまして。ただいま、役議案第9号について御承認いただきましたので、国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援獲得のための要請活動等について理事の皆様へのお願いでございます。

追加議案書の5ページをお開きください。

1. 今後の国に対する5年度予算要求についての取組についてでございます。

一つ目の○、市長会、町村会については、全国市長会・全国町村会の要望項目として取扱っていただけるよう理事の皆様には御発議や御賛同いただきたいと存じます。

二つ目の○、県知事、県議会議員、市議会議員、町村議会議員については、全国団体の要望項目としての取扱など要請活動について御協力いただけるよう依頼したいと存じます。

なお、全国知事会、全国都道府県議会議員連会の要望事項に盛り込んでいただくことについて、県知事、県議会議員に直接要請できればと考えております。理事の皆様の日程等が整うようであれば、よろしくお願い申し上げます。

次に2、こちらは、地方6団体の5年度の予算要求に向けた取組のスケジュールでございます。タイミングを逸することのないよう取り組んで参りたいと考えているところでございます。

次に、6ページをお開きください。

(2) 国保中央会・全国の国保連合会の取組についてでございます。

①国保中央会につきましては、地方6団体の事務局及び全国後期高齢者医療広域連合協議会に対し、重点要望事項として、タイミングを逸することなく要請してまいります。

また、②では、概算要求の前、6月下旬を想定してございますが、国保中央会の理事会等に併せまして、国会議員や国の関係省庁に要請活動を展開してまいります。こちらにつきましても、理事の皆様との日程調整が整うようございましたら、取組をお願いできればと考えているところでございます。

③国保制度改善強化全国大会について、来年度は、11月18日を予定してございます。他の国保制度に関係する要望を含め、大会で決議のあと、地元国会議員等に要請活動をお願いしたいと考えております。こちらも他の団体の大会に近い日程で毎年計画されておりますので、理事の皆様方の参画をお願い申し上げます。

繰り返しになりますが、厳しい国保財政に影響を与えないための取組として、今年度に引き続き積極的な対応が必要なことから、国保中央会・国保連合会一体となった取組を計画しているところでございます。ただ、現実的には、新型コロナウイルスへの対応を優先する必要があることから、この計画を基本としながら、事務局や久木田常務理事など、状況に応じて最少の人員で対応させていただくこともあると考えております。皆様の御理解と御協力を併せてお願い申し上げます。

以上でございます。

【議長（永野副理事長）】

ただいまの説明について、何か御意見・御質疑はございませんか。御意見等がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

（ な し ）

無いようですので、理事の皆様方、よろしくようお願い申し上げます。

次は、追加議案②の資料になります。

役議案第10号「理事長の互選について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

（役議案第10号 理事長の互選について）

事務局：

お手元の資料8、追加議案②の1ページをお開きください。

役議案第10号は理事長の互選について、豊留理事長が2月11日をもって退任されることから、鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第21条に規定する理事長の選任をお願いするものでございます。

事務手続きの関係もあり、当分の間、理事長の職務代理者を永野理事にお願いすることから、任期は、今月25日に書面にて開催される令和4年第1回通常総会終結のときから、令和5年第2回通常総会終結のときまでとなります。

なお、慣例として理事長は市からの選出となっております。参考として、5ページに2月12日時点の理事の名簿を掲載してございます。

以上でございます。

【議長（永野副理事長）】

ただいま事務局から説明がありました。理事長の選任につきまして、どなたか御発言のある方はございませんか。

【久木田常務理事】

枕崎市の前田副理事長にお願いしてはいかがでしょうか。

【議長（永野副理事長）】

ただいま枕崎市の前田理事にとの御意見がございましたが、私の方からも理事長に前田理事を推薦させていただきたいと存じますが、如何でしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 10 号次期理事長は前田理事にお願いすることといたします。

次に、役議案第 11 号「副理事長の互選について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

（役議案第 11 号 副理事長の互選について）

事務局：

3 ページをお開きください。

役議案第 11 号は、副理事長の互選についてでございます。

ただいま副理事長の前田理事が理事長に選任されましたので、鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第 22 条に規定する副理事長お 1 人の選任をお願いします。

任期は、役議案 10 号と同様でございます。

以上でございます。

【議長（永野副理事長）】

ただいま事務局から説明がありました。副理事長の選任につきまして、どなたか御発言のある方はございませんか。

【久木田常務理事】

湧水町の池上理事にお願いしてはいかがでしょうか。

【議長（永野副理事長）】

ただいま湧水町の池上理事にとの御意見がございましたが、私の方からも池上理事を推薦させていただきたいと存じますが、如何でしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 11 号副理事長は、湧水町長池上理事にお願いすることいたします。

それでは、ただいま御承認いただきましたので、前田理事、池上理事、一言お願いいたします。

(前田理事 挨拶)

(池上理事 挨拶)

【議長（永野副理事長）】

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

以上で予定されていた理事会の議案について終了いたしました。

その他、何かございませんか。

(な し)

以上をもちまして、本日予定されました附議事項が全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

(8) 閉会の挨拶

【川上事務局長】

理事の皆様方には、長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

本日は、回線の不具合もあり、大変申し訳ございませんでした。今後、このようなことのないよう確認いたします。

提案しました報告 5 件、役議案 9 件、議案 22 件、追加議案 3 件について、全て御承認いただきましたことにつきましても、重ねて御礼申し上げます。

本日、御承認いただいた議案 22 件につきましては、書面開催とさせていただく通常総会に上程させていただきます。

私共といたしましては、令和 4 年度の事業計画（案）及び中期経営計画に基づきまして、役職員一体となって事業を進めてまいる所存でございます。また、国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する要望につきましても、大変重要な課題でございますので、今後とも、理事の皆様方の御理解、御協力、御指導を賜りますよう、よろしく願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

【閉会】 午後 3 時 35 分